# 金沢大学(角間) 附属図書館等棟施設整備事業 入札説明書等の変更について

平成 15 年 2 月 28 日に公表した入札説明書等について、以下のとおり変更します。

## 【入札説明書】

(下線部が変更箇所)

頁	箇所	変更前	変更後
27	3 行目	(ア)設計及び建設に係る対価	(ア)設計及び建設に係る対価
		設計及び建設に係る対価(以下「施	設計及び建設に係る対価(以下「施設整
		設整備費相当」という。) について、大	備費相当」という。) について、大学は、
		学は、 <u>供用開始から</u> 事業期間中に、選	<u>本施設の引渡し</u> から事業期間中に、選定
		定事業者に対し、事業契約 <u>を</u> 定める額	事業者に対し、事業契約 <u>に</u> 定める額を年
		を年2回の割賦方式により <u>26 回</u> に分	2 回の割賦方式により <u>28 回</u> に分けて均等
		けて均等に支払う。設計及び建設に係	に支払う。 <u>このうち、初回は、第 1 回と</u>
		る対価には、各種調査費、設計費、工	<u>第 2 回の合計額を支払うこととする</u> 。設
		事監理費、許認可取得費用、建中金利	計及び建設に係る対価には、各種調査費、
		等の建設工事に係る費用一切を含む。	設計費、工事監理費、許認可取得費用、
			建中金利等の建設工事に係る費用一切を
			含む。

## 【入札価格等の算出方法及びサービス対価の支払い方法】

(下線部が変更箇所)

頁	箇所	変更前	变更後
3	14 行目	なお、維持管理費相当については、後記	なお、維持管理費相当については、後記
	131	「(3)サービス対価の改定方法」に示し	「(3)サービス対価の改定方法」に示し
		た改定及び別に定める規定による減額が	た改定及び別に定める規定による減額が
		行われない限り、原則として毎支払時に同	行われない限り、初回を除き、原則として
		額が支払われるものとする。	毎支払時に同額が支払われるものとする。
4	6 行目	施設整備費相当の支払方法	施設整備費相当の支払方法
	- 1314	大学は、2(1)で算出された施設整備	大学は、2(1)で算出された施設整備
		費相当について、本施設の供用開始から事	費相当について、本施設の引渡しから事業
		業期間中に、年2回の割賦方式により全	期間中に、年2回の割賦方式により全28
		<u>26 回</u> に分けて均等に支払う。	回に分けて均等に支払う。
		大学は、選定事業者からの請求手続きを	大学は、選定事業者からの請求手続きを
		経て、平成 17 年 10 月を第1回とし、以	経て、平成 17 年 4 月に第 1 回と第 2 回の
		降、平成30年4月まで毎年4月、10月に	合計額を支払い、平成 17 年 10 月を第 3
		均等にて支払うこととする。	回として、以降、平成30年4月まで毎年
		5.5 57.12.5	4月、10月に均等にて支払うこととする。
4	15 行目	・選定事業者は、平成 17 年 10 月を第1回	・選定事業者は、平成17年4月1日から
		とし、毎年4月1日及び10月1日から <u>30</u>	10 日以内に大学に対して第1回、第2回
		日以内に大学に対して施設整備費相当の	の施設整備費相当のサービス対価の合計
		ーーー サービス対価の請求書を提出する。	
			・選定事業者は、平成 17 年 10 月を <u>第 3 回</u>
			とし、毎年4月1日及び10月1日から <u>10</u>
			<u>日以内に</u> 大学に対して施設整備費相当の
			サービス対価の請求書を提出する。
4	19 行目	維持管理費相当の支払方法	維持管理費相当の支払方法
		大学は、2(1)で算出された維持管理費	大学は、2(1)で算出された維持管理費
		相当について、選定事業者の維持管理業務	相当について、選定事業者の維持管理業務
		の実施状況を定期的にモニタリングし、要	の実施状況を定期的にモニタリングし、要
		求水準が満たされていることを確認した	求水準が満たされていることを確認した
		うえで、 <u>平成 17 年 10 月</u> を第 1 回として、	うえで、 <u>平成 17 年 4 月</u> を第 1 回として、
		平成 30 年 4 月までの間に年 2 回、 <u>全 26 回</u>	平成 30 年 4 月までの間に年 2 回、全 27 回
		に分けて、選定事業者から請求を受けて支	に分けて、選定事業者から請求を受けて支
		払うものとする。	払うものとする。
4	下から	・選定事業者は、モニタリングの結果を確	・選定事業者は、モニタリングの結果を確
	3 行目	認のうえ、 <u>平成 17 年 10 月</u> から毎年 4、	認のうえ、 <u>平成 17 年 4 月</u> から毎年 4、10
		10 月に大学に対して請求書を送付する。	月に大学に対して請求書を送付する。
5	1 行目	【維持管理費相当の支払対象期間】	【維持管理費相当の支払対象期間】
		(表 省略)	(別表のとおり)
5	下から	施設整備費相当に係る消費税等の支払方法	施設整備費相当に係る消費税等の支払方法
	10 行目	大学は、施設整備費相当から割賦金利相当	大学は、施設整備費相当から割賦金利相当
		額を控除した金額の100分の5に相当する	額を控除した金額の100分の5に相当する
		金額(消費税等相当額)を、 <u>平成 17 年 10</u>	金額(消費税等相当額)を、 <u>平成 17 年 4</u>
		<u>月</u> を第 1 回として平成 30 年 4 月までの間	<u>月</u> を第1回として平成 30 年4月までの間

頁	箇所	変更前	変更後
		に年2回、全26回に分けて均等に支払う。	に年 2 回、 <u>全 28 回</u> に分けて均等に支払う。
		支払いの手順は2.(2) に準ずることと	このうち、初回は、第1回と第2回の合計
		する。	額を支払うこととする。支払いの手順は2.
			(2) に準ずることとする。
5	下から	維持管理費相当に係る消費税等の支払方法	維持管理費相当に係る消費税等の支払方法
	5 行目	大学は、 <u>平成 17 年 10 月</u> を第 1 回として、	大学は、 <u>平成 17 年 4 月</u> を第 1 回として、
		平成 30 年 4 月までの間に年 2 回、上記 2	平成 30 年 4 月までの間に年 2 回、上記 2
		(2) に示された維持管理費相当とあわ	(2) に示された維持管理費相当とあわ
		せて、当該維持管理費相当額の 100 分の 5	せて、当該維持管理費相当額の 100 分の 5
		に相当する金額(消費税等相当額)を支払	に相当する金額(消費税等相当額)を支払
		う。支払いの手順は2.(2) に準ずるこ	う。支払いの手順は2.(2) に準ずるこ
		ととする。	ととする。
6	15 行目	<u>平成 17 年度</u> の維持管理費相当	<u>平成 16・17 年度</u> の維持管理費相当
		平成 15 年 8 月 ( 平成 15 年 9 月 25 日頃	平成 15 年 8 月(平成 15 年 9 月 25 日頃
		公表の見込み)の以下に示す指標と平成 16	公表の見込み)の以下に示す指標と平成 16
		年 8 月の以下の指標とを比較し、3.0%以	年 8 月の以下の指標とを比較し、3.0%以
		上の変動がある場合、 <u>平成 17 年度分</u> (供	上の変動がある場合、 <u>平成 16 年度及び平</u>
		用開始~平成 18 年 3 月まで)の維持管理	<u>成 17 年度分</u> (供用開始~平成 18 年 3 月ま
		費相当につき、以下のとおり改定する。	で)の維持管理費相当につき、以下のとお
			り改定する。

## (別表)

#### 維持管理費相当の支払対象期間】

	11 - 12 - 12 - 12 - 12 - 12 - 12 - 12 -	
支払回	支払の対象となる期間	請求(支払い)予定
第1回	<u>平成 17 年 3 月</u>	<u>平成 17 年 4 月</u>
第2回以降	<u>毎年4月~9月</u>	<u>毎年 10 月</u>
第 △ 凹以阵	每年 10 月~翌年 3 月	翌年4月

## 【事業契約書(案)】

## (下線部が変更箇所)

	未关約首		(下級部が发史国別)
頁	箇所	変更前	変更後
4	第1条	ただし、初年度は、 <u>平成 17 年 3 月 31 日</u> 又	ただし、初年度は、 <u>平成 17 年 3 月 1 日</u> 又は
	第15号	は大学と事業者が合意により変更した日か	大学と事業者が合意により変更した日か
	第2文	ら、 <u>平成 18 年 3 月 31 日</u> までの期間をいう。	ら、 <u>平成 17 年 3 月 31 日</u> までの期間をいう。
8	第12条	・・・・実施設計図書のうち工事費内訳明細書及	·・・・実施設計図書のうち <u>工事内訳書</u> 及び建設
	第4項	び建設工事日程表は、・・・	工事日程表は、・・・
15	第 39 条	・・・、本件施設の施設整備費相当額(割賦金	・・・、本件施設の施設整備費相当額(割賦金
	第2項	利を除く。) につき <u>年 8.25%の割合(1 年を</u>	利を除く。)につき <u>「文部科学省発注工事請</u>
		<u>365 日とする日割計算とし両端日を含む。)</u>	<u> 負等契約規則(平成 13 年 1 月 6 日 文部科</u>
		<u>による</u> 遅延損害金を支払うものとし、・・・	<u>学省 訓令第 22 号)」に定める率による</u> 遅
			延損害金を支払うものとし、・・・
17	第 44 条	・・・、当該事業年度が始まる30日前までに大	・・・、当該事業年度が始まる30日前までに大
	第2項	学に提出し、その確認を受けなければならな	学に提出し、その確認を受けなければならな
		l I。	い。 <u>ただし、初年度分については、大学より</u>
			事業者に別途通知する。
18	第 47 条	・・・作成した半期報告書を、作成対象期間末	・・・作成した半期報告書を、作成対象期間 <u>(4</u>
	第4項	日の翌月の 10 日までに、大学に提出するも	<u>月~9月,10月~3月)</u> 末日の翌月の 10日
		のとする。	までに、大学に提出するものとする。
24	第72条	大学は、 <u>前項に従い</u> 引渡しを受けた図書等	大学は、 <u>本契約に従い</u> 引渡しを受けた図書等
	第2項	 を…	····
26	第84条	・・・、延滞日数に応じ年8.25%の割合(1年を	・・・、延滞日数に応じ「文部科学省発注工事
	第1項	365 日とする日割計算とし両端日を含む。)	請負等契約規則(平成 13 年 1 月 6 日 文部
			した額の遅延利息を、・・・
26	第84条	・・・、遅延日数に応じ政府契約の支払遅延防	・・・、遅延日数に応じ「文部科学省発注工事
	第2項	<u> 上等に関する法律(昭和 24 年法律第 256 号 )</u>	請負等契約規則(平成 13 年 1 月 6 日 文部
		<u>に従い</u> 計算した額 <u>(1年を365日とする日割</u>	
			した額を、事業者に対し遅延損害金として支
		し遅延損害金として支払うものとする。	払うものとする。
35	別紙 4	6)工事内訳書等	6)工事内訳書等
		<u>7)</u> 確認申請関係図書	7)建設工事日程表
41	別紙 9	設計・建設期間中に不可抗力が生じた場合、	設計・建設期間中に不可抗力が生じた場合、
	1.	本件施設につき、追加費用額が同期間中の累	本件施設につき、追加費用額が同期間中の累
		計で、施設整備費相当額の 1000 分の 10 に至	計で、施設整備費相当額の 1000 分の 10 に至
		るまでは事業者が負担するものとし、これを	るまでは事業者が負担するものとし、これを
		超える額については大学が負担する。 <u>ただ</u>	超える額については大学が負担する。 <u>ただ</u>
		 し、大学又は事業者が不可抗力により保険金	 し、不可抗力により保険金が支払われた場
		を受領した場合、当該保険金額相当額は追加	合、事業者の負担部分を超えた保険金相当額
		費用額から控除する。	は、大学の負担部分から控除する。
41	別紙 9	<u>本件施設等の維持管理期間中、不可抗力が</u>	本件施設等の維持管理期間中、不可抗力が
	2.	生じた場合、本件施設につき、追加費用額	生じた場合、本件施設につき、追加費用額
		が一事業年度につき累計で、年間の維持管	が一事業年度につき累計で、年間の維持管
		3 515 1 124 SMART 41 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	- 3 212 1 22 1 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2

頁	箇所	変更前	変更後
		理費相当額(ただし、第 60 条による物価変	理費相当額(ただし、第 60 条による物価変
		動に伴う改定を考慮し、かつ、第 61 条によ	動に伴う改定を考慮し、かつ、第 61 条によ
		る減額を考慮しない金額とする。) の 1000	る減額を考慮しない金額とする。) の 1000
		分の 10 に至るまでは事業者が負担するもの	分の 10 に至るまでは事業者が負担するもの
		とし、これを超える額については大学が負	とし、これを超える額については大学が負
		担する。 <u>ただし、大学又は事業者が不可抗</u>	担する。 <u>ただし、不可抗力により保険金が</u>
		力により保険金を受領した場合、当該保険	支払われた場合、事業者の負担部分を超え
		金額相当額は追加費用額から控除する。	<u>た保険金相当額は、大学の負担部分から控</u>
			<u>除する。</u>
45	別紙 12	1.サービス購入費の金額及び支払いスケジュ	1.サービス購入費の金額及び支払いスケジュ
		ールについて	ールについて
		(省略)	注)のとおり。
46	別紙 12	施設整備費相当分の支払方法	施設整備費相当分の支払方法
	2.	大学は、施設整備費相当分について、本施	大学は、施設整備費相当分について、本施
		設の <u>供用開始</u> から事業期間中に、年 2 回の	設の <u>引渡し</u> から事業期間中に、年 2 回の割
		割賦方式により <u>全 26 回</u> に分けて均等に支払	賦方式により <u>全 28 回</u> に分けて均等に支払
		う。	う。
		大学は、選定事業者からの請求手続きを	大学は、選定事業者からの請求手続きを
		経て、平成 17 年 10 月を <u>第 1 回</u> とし、以降、	経て、 <u>平成 17 年 4 月に第 1 回と第 2 回の合</u>
		平成 30 年 4 月まで毎年 4 月、10 月に均等に	<u>計額を支払い、</u> 平成 17 年 10 月を <u>第 3 回</u> と
		て支払うこととする。	して、以降、平成 30 年 4 月まで毎年 4 月、
			10 月に均等にて支払うこととする。
46	別紙 12	・事業者は、平成17年10月を <u>第1回</u> とし、	<u>・選定事業者は、平成 17 年 4 月 1 日から</u>
	2	毎年4月1日及び 10 月1日から <u>30 日以</u>	<u>10 日以内に大学に対して第1回、第2回</u>
	11 行目	<u>内に</u> 大学に対して施設整備費相当分のサ	の施設整備費相当分のサービス対価の合
		ービス対価の請求書を提出する。	計額の請求書を提出する。
			・選定事業者は、平成 17 年 10 月を <u>第3回</u>
			とし、毎年4月1日及び10月1日から <u>10</u>
			日以内に大学に対して施設整備費相当分
	-11-4		のサービス対価の請求書を提出する。
46	別紙 12	維持管理費相当の支払方法	維持管理費相当の支払方法
	2	大学は、維持管理費相当分について、事業者	大学は、維持管理費相当分について、事業者
	15 行目	の維持管理業務の実施状況を定期的にモニ	の維持管理業務の実施状況を定期的にモニ
		タリングし、要求水準が満たされていること	タリングし、要求水準が満たされていること
		を確認したうえで、 <u>平成 17 年 10 月</u> を第 1 回	を確認したうえで、 <u>平成 17 年 4 月</u> を第 1 回
		として、平成30年4月までの間に年2回、	として、平成30年4月までの間に年2回、
		全 26 回に分けて、選定事業者から請求を受	全 27 回に分けて、選定事業者から請求を受
40	DI1/4 10	けて支払うものとする。	けて支払うものとする。
46	別紙 12	・選定事業者は、モニタリングの結果を確	・選定事業者は、モニタリングの結果を確している。
	2 T to 5	認のうえ、 <u>平成 17 年 10 月</u> から毎年 4、	認のうえ、 <u>平成17年4月</u> から毎年4、10
	下から	10 月に大学に対して請求書を送付する。	月に大学に対して請求書を送付する。
47	4 行目	亚代 47 年度办维技祭四妻担业	亚戊 46、47 年度の始共等四連担当
47	別紙 13	<u>平成 17 年度</u> の維持管理費相当	<u>平成 16・17 年度</u> の維持管理費相当

頁	箇所	変更前	変更後
	15 行目	平成 15 年 8 月 ( 平成 15 年 9 月 25 日頃	平成 15 年 8 月 ( 平成 15 年 9 月 25 日頃
		公表の見込み)の以下に示す指標と平成 16	公表の見込み)の以下に示す指標と平成 16
		年 8 月の以下の指標とを比較し、3.0%以	年 8 月の以下の指標とを比較し、3.0%以
		上の変動がある場合、 <u>平成 17 年度分</u> (供	上の変動がある場合、 <u>平成 16 年度及び平</u>
		用開始~平成 18 年 3 月まで)の維持管理	<u>成 17 年度分</u> (供用開始~平成 18 年 3 月ま
		費相当につき、以下のとおり改定する。	で)の維持管理費相当につき、以下のとお
			り改定する。

注)別紙 12 (サービス購入費の金額及びスケジュール)の各表については、以下のとおり変更する。

#### 施設整備費相当の支払いスケジュール

支払時期(請求年月)		消費税及び地方		
又払时期(調水牛月)	割賦元本	割賦金利(非課税)	計	消費税相当額
平成 17 年 4 月(1)	円	円	円	円
平成 17 年 4 月(2)	円	円	円	円
平成 17 年 10 月	円	円	円	円
平成 18 年 4 月	円	円	円	円
平成 18 年 10 月	円	円	円	円
•	円	円	円	円
•	円	円	円	円
•	円	円	円	円
平成 29 年 10 月	円	円	円	円
平成 30 年 4 月	円	円	円	円

注) 、 は事業契約期間を通じて均等となる。

#### 維持管理費相当の支払いスケジュール

支払時期(請求年月)	支払い対象期間	維持管理費相当	消費税及び地方消費税
平成 17 年 4 月	平成17年3月	円	円
平成 17 年 10 月	平成17年4月~17年9月	円	円
平成 18 年 4 月	平成17年10月~18年3月	円	円
平成 18 年 10 月	平成18年4月~18年9月	円	円
•		円	円
•		円	円
•		円	円
平成 29 年 10 月	平成29年4月~29年9月	円	円
平成 30 年 4 月	平成29年10月~30年3月	円	円

## 【審査委員の交替について】

平成 15 年 4 月 1 日付人事異動に伴い、審査委員につき以下のとおり交替する。

旧委員					新委員			
山本	啓 (金沢大学	法学部	教授)	河村	和徳	(金沢大学	法学部	助教授)
中山	文夫 ( 金沢大学	経理部	部長)	入江	尊義	(金沢大学	経理部	部長)

以上

#### 【樣式集】P.37

(様式5-10)長期収支計画

() 揖益計算書

単位 壬円

施設整備費相当 H15年度 H17年度 H29年度 H30年度   施設整備費相当 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	計
売上 施設整備費相当   維持管理費相当 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
維持管理費相当   ・・・・     特別食堂に係る売上   ・・・・     売上合計)   ・・・・     施設整備原価 (   ・・・・     維持管理費   建物保守管理費	
特別食堂に係る売上 ・・・・   売上合計) ・・・・   施設整備原価 ( ) ・・・・   維持管理費 建物保守管理費	
<ul><li>売上合計)</li><li>施設整備原価 (</li><li>維持管理費 建物保守管理費</li><li>・・・・</li></ul>	
<ul><li>売上合計)</li><li>施設整備原価 (</li><li>維持管理費 建物保守管理費</li><li>・・・・</li></ul>	
施設整備原価 (	
維持管理費 建物保守管理費 ・・・・	
1. 供用 ウダ 田 弗	
設備保守管理費・・・・・	
自動化書架保守管理費	
清掃費	
植栽 外構維持管理費 ・・・・	
廃棄物処理費 ・・・・	
( )	
(小計)	
特別食堂に係る経費・・・・・	
経費合計) ・・・・	
営業利益	
営業外利益   ( )             ・・・・	
(小計)	
営業外費用 借入金利1( )	
借入金利2(	
借入金利3( ・・・・ ・・・・ ・・・・ ・・・・	
(小計 )	
経常利益	
法人税等	
当期利益	

#### 2 利益処分計算書

単位:千円

事業年度		1年度	2年度	••••	14年度	15年度	合計
	H15年度	H16年度	H17年度	• • • •	H29年度	H30年度	
当期利益				••••			
前期繰越利益				• • • •			
当期未処分利益				••••			
利益準備金繰入				••••			
配当支払				• • • •			
次期繰越利益				••••			

- 1 千円単位、千円未満は四捨五入して記載してください。
- 2 適宜、欄を追加して使用してください。(項目については、会計処理上必要な場合は適宜修正してよいものとします。)
- 3 入札価格内訳書 様式5-3) 建設工事費積算内訳書 (様式5-4)、維持管理の対価内訳書 様式5-5) 設計建設に係る資金運用 調達計画書 様式5-9) 特別食堂に係る収支計画(様式9-5)、及び本様式内の 他書式との整合に留意してください。
- 4 特別食堂の運営については、大学からのサービス対価の支払対象にはならないので留意してください。 また、経費の内訳については、特別食堂に係る収支計画(様式9-5)で詳細に記載してください。
- 5 消費税及び物価変動は含めないでください。ただし、会計処理上必要となる場合には消費税を含めて記入して下さし
- 6 提案作成にあたっては、不動産取得税は含めないでください。
- 7 上記は3年度 (H18年度)~13年度 (H28年度)を省略していますが、各年度の数字を記入のうえ作成してください。
- 8 15年度 (H30年度) への記入については、会計処理方法に応じて任意とします。
- 9 Microsoft Excellこて A3横長で作成し、A4に折り込んでください。出来るだけ計算式がわかるようにしてください。

豆椒点小块子	

#### 【樣式集】P.38

通し番号 /

3 資金収支計算書

単位:千円

							1 12 11 13	
項目			1年度	2年度	••••	14年度	15年度	合計
	~~~	H15年度	H16年度	H17年度	••••	H29年度	H30年度	
調達	資本金				• • • •			
	当期利益				• • • •			
	借入金1( )				• • • •			
	借入金2( )				• • • •			
	借入金3( )				• • • •			
	( )				•			
	( )				• • • •			
	(調達計 )				• • • •			
運用	設計監理費				• • • •			
	建設投資				••••			
	借入金返済				• • • •			
	建中金利()				••••			
	建中金利()				• • • •			
	借入金1返済()				• • • •			
	借入金2返済()				• • • •			
	借入金3返済()				• • • •			
	( )				• • • •			
	( )				• • • •			
	運用計 )				• • • •			
単年度資金					• • • •			
返済準備金	<b>:繰入/(繰戻)</b>				• • • •			
返済準備金	2繰入後資金収支				• • • •			
利益準備金	<b>注繰入 / (繰戻</b> )				• • • •			
配当					• • • •			
配当後資金					• • • •			
配当後累計	<b> </b>  資金収支				• • • •			
残高	借入金残高				••••			
(年度末)	割賦元金残高				• • • •			
	返済準備金残高				• • • •			
	利益準備金残高							

- 1 千円単位、千円未満は四捨五入して記載してください。
- 2 適宜、欄を追加して使用してぐださい。
- 3 入札価格内訳書(様式5-3)、建設工事費積算内訳書(様式5-4)、維持管理の対価内訳書(様式5-5)、 設計・建設に係る資金運用・調達計画書(様式5-9)、特別食堂に係る収支計画(様式9-5)、及び本様式内の 他書式との整合に留意してください。
- 4 物価変動は含めないでください。
- 5 提案作成にあたっては、不動産取得税は含めないでください。
- 6 上記は3年度 (H18年度)~13年度 (H28年度)を省略していますが、各年度の数字を記入のうえ作成してください。
- 7 15年度 (HB0年度)への記入については、会計処理方法に応じて任意とします。
- 8 Microsoft Excellor A3横長で作成し、A4に折り込んでください。出来るだけ計算式がわかるようにしてください。

<b>登録受付番号</b>	

#### 【様式集】P.39

通し番号 /

4 大学の支出額等 単位 :千円

「アく」の文は	I HA 'J						
項目			1年度	2年度	••••	14年度	合計
		H15年度	H16年度	H17年度	••••	H29年度	
	施設整備費相当				• • • •		
	うち割賦元本				• • • •		
	うち割賦金利				•••		
大学の支出額	施設整備費相当に係る消費税等相当額				• • • •		
	施設整備費関連小計 ) a				• • • •		
	維持管理費相当				• • • •		
	維持管理費相当に係る消費税等				• • • •		
	(大学の支出額合計 ) A	/			• • • •		
国の収入額	法人税				• • • •		
当り以入代録	消費税				• • • •		
	国の収入額合計) B				• • • •		
国側の純支出額	∯ C=A-B				• • • •		

- 1 千円単位、千円未満は四捨五入して記載してください。
- 2 入札価格内訳書 (様式5-3)、建設工事費積算内訳書 (様式5-4)、維持管理の対価内訳書 (様式5-5)、 設計・建設に係る資金運用・調達計画書 (様式5-9)、及び本様式内の他書式との整合に留意してください。
- 3 各年度の 大学の支出額合計 A 」は、当該年度の10月及び翌年度の4月に大学が支払うことを予定している金額の合計としてください。ただし、16年度の支払は翌年度4月 (土17/4)の1回のみとなります。 また、各年度の「施設整備費関連小計) a 」は完全に平準化し、同額とします。16年度の支払いは翌年度4月の1回のみですが、通常年度の10月及744月の2回分の支払合計額と同額としてください。なお、16年度分の割賦金利の計算期間は1カ月となることに留意して下さい。

維持管理費相当 及び 維持管理費相当に係る消費税等」については、17年度から29年度までは毎年度同額 となりますが、16年度のみは通常年度の1/12 (H17/3の 1ヵ月分)の額とします。

- 4 施設整備費相当に係る消費税等相当額」については、割賦元本」合計額の5%を各年度に均等分割にて支出するものとし、「維持管理相当に係る消費税等」については、各年度の維持管理費相当」に対する5%を支出するものとします。また、そのうちの4%的分を「国の収入額」における「消費税」とします。
- 5 国の収入額」における 法人税」(1)損益計算書の 法人税等」のうち国税分については実効税率27.37%として算出してください。
- 6 提案作成にあたっては、不動産取得税は含めないでください。
- 7 上記は3年度 (H18年度)~13年度 (H28年度)を省略していますが、各年度の数字を記入のうえ作成してください。
- 8 Microsoft ExcellcてA3横長で作成し、A4に折り込んでください。出来るだけ計算式がわかるようにしてください。

<b></b>	

#### 【質問の受付】

「入札説明書等の変更について」の内容に関し質問事項がある場合は、以下の要領 にて受け付ける。

受付期間:平成15年4月2日(水)~平成15年4月3日(木)

持参の場合は、午前9時00分から午後5時00分まで。

郵送・電子メールの場合は4月3日(木)午後5時00分(必着)。

提出方法:以下のいずれかの方法により提出すること。

フロッピー(印刷物を添付)により持参又は郵送。

FAXによる場合は、着信を確認するとともに、速やかにフロッピーを持参又は郵送すること。

電子メールの場合は、質問書(様式 1 - 2)を添付ファイルとし、着信を確認すること。

いずれの場合も、文書(質問書を含む)はMicrosoft Exce 1により作成し、質問書(様式 1-2)の連絡先欄に回答を受ける担当窓口の部署、氏名、電話及びFAX番号、電子メールアドレスを必ず記載すること。なお、提出されたフロッピーは返却しない。また、上記の受付期間に未着の場合は質問がなかったものとみなす。

宛先:〒920-1192 石川県金沢市角間町

金沢大学施設部企画課

TEL 076-264-5107 (ダイヤルイン)

FAX 076-234-4030

電子メールアドレス: fa-pfi@ad.kanazawa-u.ac.ip

回答の公表:質問に対する回答は、質問者の特殊な技術、ノウハウ等に係り、質問者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると大学が認めるものを除き、平成15年4月4日(金)を目途として文部科学省大臣官房文教施設部施設企画課監理室ホームページ、金沢大学ホームページ及び掲示版(石川県金沢市角間町 金沢大学事務局4階)において公表する。

文部科学省大臣官房文教施設部施設企画課監理室

< URL > <a href="http://sisetuweb1.mext.go.jp/mdbskn/frontsite/MF000.asp?BT=N">http://sisetuweb1.mext.go.jp/mdbskn/frontsite/MF000.asp?BT=N</a>
金沢大学

< URL > http://www.kanazawa-u.ac.jp/

以上